



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

63,408円

2 賠償の相手方



平成30年11月22日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

平成30年4月26日午後3時頃

(2) 発生場所

秦野市桜町二丁目1番3号先

(3) 事故の状況

水道施設課職員の運転する公用車が、上記場所の市道6号線を走行中、赤信号を確認し停車しようとしたが、ブレーキをかけるのが遅れ、前方で停車していた[REDACTED]さんの運転する普通自動車に追突し、同乗していた[REDACTED]さんを負傷させた。

(4) 本市の責任原因

前方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント